

広報

かまいし お知らせ版

5月8日 新型コロナウイルス感染症は5類に移行します

感染症法上の位置付けが2類（結核などが分類）相当から、5類（季節性インフルエンザなどが分類）に移行することによる変更点をお知らせします。

医療提供体制が変わります

●薬局などで行っていた無料検査は終了しました

市販の抗原検査キットでのチェックをお願いします。

●発熱した場合の対応

ホテルなどの療養施設は無くなります。自宅で療養し、必要に応じてかかりつけ医等に連絡して受診してください。いわて健康フォローアップセンター（☎ 0570-089-005、24時間受付）にも相談できます。

●「自宅待機期間」は無くなります

感染症法に基づいた外出自粛要請は無くなりますが、他者に感染させるリスクが高いため、感染後5日間、かつ症状軽快後24時間程度経過するまでは外出の自粛が推奨されています。

医療費はどれぐらいかかるの？

診察を受け「陽性」の場合、他の5類感染症（季節性インフルエンザなど）と、同程度の自己負担が生じます。ただし、治療薬は当面「全額が公費負担」となり、自己負担はありません。

入院した場合は、入院医療費の自己負担が高額療養費制度の対象となります。また、高額療養費の自己負担額から2万円が減額されます。

「5類」移行後も、高齢者支援は継続されます

重症化リスクの高い高齢者が暮らす施設には、感染状況に応じて従事者の定期検査や陽性者が出た場合の支援などが継続されます。

問い合わせ 市健康推進課 ☎ 22-0179

新型コロナ
ウイルス感染症

減免・傷病手当金の申請期限にご注意ください

保険税(料)の減免は、令和4年度分で終了します

令和5年3月中に各保険に加入し、令和4年度分の保険税(料)が減免対象となる場合や、事情により減免申請が間に合わなかった人は、次の期限まで申請できます。詳しくは、お問い合わせください。

- ①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料 12月31日
③介護保険料 9月30日

問い合わせ

- ①市税務課 市民税係 ☎ 27-8481
②市市民課 医療給付係 ☎ 27-8491
③市高齢介護福祉課 高齢介護係(市保健福祉センター2階) ☎ 22-0178

傷病手当金の対象期間は 5月7日で終了します

申請期間は就労不能となった日の翌日から2年間です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

- 国民健康保険加入者 市市民課 国保年金係 ☎ 27-8479
後期高齢者医療制度加入者 医療給付係 ☎ 27-8491